

労働基準関係法制研究会  
開催要綱

### 1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル技術等の進展により、企業を取り巻く環境や働く人の意識が変化し、働く人の働き方に対する意識等が個別・多様化している背景を踏まえ、働き方や職業キャリアに関するニーズ等を把握しつつ、新しい時代を見据えた労働基準関係法制の課題を整理することを目的として「新しい時代の働き方に関する研究会」（座長：今野浩一郎学習院大学名誉教授・学習院さくらアカデミー長）が開催され、これからの労働基準法制の在り方について報告書がとりまとめられたところである。

また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「働き方改革関連法」という。）附則第 12 条第 1 項及び第 3 項において、働き方改革関連法による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

そこで、今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第 12 条に基づく労働基準法等の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として、「労働基準関係法制研究会」（以下「本研究会」という。）を開催する。

### 2. 検討事項

本研究会においては、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- ①「新しい時代の働き方に関する研究会」報告書を踏まえた、今後の労働基準関係法制の法的論点の整理
- ②働き方改革関連法の施行状況を踏まえた、労働基準法等の検討

### 3. 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることがある。
- (3) 研究会、会議資料及び議事録については、原則として公開とする。ただし、個人のヒアリング等、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (4) 本研究会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。

(別紙)

労働基準関係法制研究会

参集者名簿

あらかし 荒木 尚志	たかし 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
あんどう 安藤	むねとも 至大	日本大学経済学部教授
いしざき 石崎	ゆきこ 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
かんき 神吉	ちかこ 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
くろだ 黒田	れいこ 玲子	東京大学環境安全本部准教授
しまだ 島田	ゆうこ 裕子	京都大学大学院法学研究科教授
しゅとう 首藤	わかな 若菜	立教大学経済学部教授
みずしま 水島	いくこ 郁子	大阪大学理事・副学長
みずまち 水町	ゆういちろう 勇一郎	東京大学社会科学研究所比較現代法部門教授
やまかわ 山川	りゅういち 隆一	明治大学法学部教授

(敬称略・五十音順)